

2 書面で提出する場合の記載要領

「適用額明細書」には、以下のとおり別表一又は別表一の二の記載内容のうち、青の網掛け部分を「適用額明細書」に転記してください。

なお、その他の法人税関係特別措置に係る記載要領については、P17以降の「Ⅲ適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方」をご確認ください。

〈記載例〉

別表一次葉二…中小企業者等の法人税率の特例

別表十六(七)…中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
の法人税関係特別措置の適用を受ける場合

【別表一の記載内容】

| | | | |
|---|--|--|-------------------------|
| OCR入力用 ・この用紙はとじこまないでください。 ・この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。 | | 法 | FB0613 |
| 令和9年2月28日 ① 麹町 税務署長 殿 | 3500 | 青色申告 一連番号 | 整理番⑨ 00456789 |
| 納税地 東京都千代田区霞が関3-1-1 電話(03) 3581-4161 | 通算グループ整理番号 通算親法人整理番号 | 事業年度(至) | 売上金額 100 |
| フリガナ 株式会社 国税商事 | 法人区分 | 申告年月日 | 申告区分 |
| 法人名 株式会社 国税商事 | 事業種⑦ 医薬品卸売業 | 通算日印 確認 序指定 同指定 指簿等 区分 | 法人 中央 調整 修正 地方 中央 調整 修正 |
| 法人番号 9999999999999999 | 同非区分 | 税理士法第30条の書面提出有 市 | 税理士法第33条の書面提出有 市 |
| 代表者 国税 太郎 | 旧前税地及び旧法人名等 | 適用額明細書提出の有無 | 適用額明細書提出の有無 |
| 代表者住 所 東京都中央区築地5-3-1 | 送付書類 | 税理士法第30条の書面提出有 市 | 税理士法第33条の書面提出有 市 |
| 令和08年01月01日 令和08年12月31日 | 事業年度分の法人税確定申告書 課税事業年度分の地方法人税確定申告書 課税事業年度分の防衛特別法人税申告書 (中間申告の場合 令和 年 月 日) | 税理士法第30条の書面提出有 市 | 税理士法第33条の書面提出有 市 |
| 所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①) ⑥ 50000000 | 控 所得税の額 (別表六「16」の②) 16 | 適用額明細書の提出をする場合には、必ず「適用額明細書提出の有無」欄の「有」を○で囲んでください。 | |
| 法 人 税 額 (77)+(78)+(79) 2 10944000 | 税 外 国 税 額 (別表六「17」の23) 17 | | |
| 法人税額の特別控除額 (別表六「5」) 3 | 計 (16)+(17) 18 | | |

【別表一次葉二の記載内容】

| 事業年度等 | 08・01・01 08・12・31 | 法人名 | 株式会社 国税商事 | 別表一次葉二(三枚中三枚) |
|--|----------------------|----------------------|-----------|---------------|
| 法 人 税 額 の 計 算 | | | | |
| (1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ⑫ | 8,000,000 | (74)の15%、17%又は19%相当額 | 77 | 1,200,000 |
| (1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円 × $\frac{1}{12}$ | 000 | (75)の22%相当額 | 78 | |
| その他の所得金額 (1)-(74)-(75) | | | | |

〈記載の手引の掲載内容(概略)〉 ⑩

「租税特別措置法の条項」欄: 「第42条の3の2第1項の表の第1号」

「区分番号」欄: 「00380」 ⑪

「適用額」欄: 「74」欄の金額

【別表十六(七)の記載内容】

| | | | | | | |
|------------------------------|--|------------|----------------------|-----|-----------|-----------------|
| 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書 | | 事業年度 | 08・01・01 08・12・31 | 法人名 | 株式会社 国税商事 | 別表十六(七) 令八・四 |
| 資産種類 | 1 | 器具及び備品 | | | | |
| 資産構造 | 2 | 事務機器及び通信機器 | | | | |
| 価額 | <記載の手引の掲載内容(概略)> 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の5第1項」 ^⑬ 「区分番号」欄：「00277」 ^⑭ 「適用額」欄：「8」欄の金額 → ⑮ 730,000 円 | | | | | |

【適用額明細書への転記後のイメージ】

別記様式 FB4011

令和 9年 2月 28日

① 麴町 税務署長殿

自 平成 08年 01月 01日
至 平成 08年 12月 31日

事業年度分の適用額明細書
(当初提出分・再提出分)

納税地 ② 東京都千代田区霞が関3-1-1
電話(03) 3581-4161

整理番号 ⑨ 00456789

(フリガナ) カブシキガイシャ コクセイシヤ

提出枚数 01枚 うち 01枚目

法人名 ③ 株式会社 国税商事

事業種目 ⑦ 医薬品卸売業 業種番号 35

法人番号 ④ 9999999999999999

提出年月日 令和 年 月 日

期末現在の
資本金の額又は
出資金の額 ⑧ 100000000

所得金額又は
次損金額 ⑥ 50000000

| 租税特別措置法の条項 | 区分番号 | 適用額 |
|------------------|---------|-----------|
| ⑩ 第42条の3の2第1項第1号 | ⑪ 00380 | ⑫ 8000000 |
| ⑬ 第67条の5第1項第1号 | ⑭ 00277 | ⑮ 730000 |

(参考) 区分番号「00699」のように「租税特別措置法の条項」欄に「令和8年旧措置法」等の記載がある場合には、「租税特別措置法の条項」欄の上部余白部分に「令和8年旧措置法」等を記載してください。

<記載例>

| |
|------------------------------|
| 租税特別措置法の条項 |
| 令和8年旧措置法 第42条の12の5 第1項第 号 |

○ 「適用額明細書」の記載及び提出に当たっての留意事項

- (1) 「当初提出分」又は「再提出分」欄は、いずれかを○で囲んでください。
なお、「再提出分」は、法人税関係特別措置の適用額が変更等となる修正申告書の提出に併せて「適用額明細書」を再提出する場合や、「当初提出分」に記載誤りがあり、再度「適用額明細書」を提出する場合が該当します。
- (2) 「提出枚数」欄は、提出する「適用額明細書」の「総枚数」とその「適用額明細書」が「何枚目」になるのかを入力してください。
- (3) 「整理番号」欄は、別表一又は別表一の二の「整理番号」欄に印字された番号を記載してください。
(参考) 「整理番号」が不明な場合には、申告時期に税務署から郵送される「申告のお知らせ」(前年にe-Taxをご利用の場合には、メッセージボックスに格納されます(P9の「(参考1) 『申告のお知らせイメージ』」参照。))をご参照ください。

「申告のお知らせ」イメージ

The image shows a sample of a tax notice form (申告のお知らせ). At the top right, it says "[所管] 6 [業種目]3500 [概況書]00 [要否]". Below that, a note says "※ 確定申告書の提出の際には、このお知らせも併せて提出してください。". On the right side, it says "別表一 青色申告用". In the center, there is a field for "整理番号" (整理番号) with the value "00456789" highlighted in a blue box and an arrow pointing to it. Below this, it says "上記の番号は、貴法人の整理番号です。税務署ではこの番号によって書類の整理を行っています。". On the left side, there is address information: "100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1 株式会社 国税商事 代表取締役 国税 太郎 殿". At the bottom, it says "<< 申告のお知らせ >>" and "麹町 税務署長". The date is "令和 8年 1月 1日" and "令和 8年12月31日". The subject is "事業年度分及び課税事業年度分の確定申告について".

- (4) 「業種番号」欄は、P14の「3 事業種目・業種番号一覧表」をご確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を記載してください。
(参考) P14の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、別表一又は別表一の二の「業種目」欄に記載された数字の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。
- (5) 次の事項に留意して、黒のボールペンで丁寧に記載してください。
 - ① □の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、1枠内に1文字を右詰めで記載してください。
なお、桁あふれが生じる場合は、枠を無視して記載してください。
 - ② 「所得金額又は欠損金額」欄に記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「-」又は「△」を付してください。
(注) 外国法人にあつては、「適用額明細書」の「所得金額又は欠損金額」欄の金額は、別表一の二の「1」欄及び「12」欄の合計額を記載してください。
- (6) 記載を終えた「適用額明細書」は、他の書類とホチキスどめ等をしないで、申告書に挟み込んで提出してください。
- (7) OCR入力用の用紙は、機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。

- (8) 法人税関係特別措置の適用を受けない場合には、適用額明細書の提出は不要です。